

財形住宅預金規定

1. (預入れの方法等)

- (1) この預金は、課税扱、非課税扱のいずれでも預入れできるものとします。
- (2) この預金を非課税扱とする場合は、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用をうけ、5年以上の期間にわたって、年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引して預入れるものとします。
- (3) この預金には、預入れ期間中に支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を、給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (4) この預金の預入れは一口100円以上とします。
- (5) この預金については、通帳の発行にかえ、財形預金ご契約の証（以下「契約の証」という。）を発行し、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。
- (6) この預金は1人1契約（1口座）といたします。

2. (預金の種類、期間等)

この預金は毎回の天引預入分につき預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口ごとの期日指定定期預金として預入れるものとします。

3. (自動継続等)

- (1) この預金（第4条による一部支払後の残りの預金を含む。）は、初回預入日から1年ごとの応当日を特定日とし、特定日において、預入日（継続をしたときはその継続日）からの期間が2年を超える期日指定定期預金は満期日が到来したものとし、その元利金の合計額と新たな預入れがある場合はこれを合算した金額をもって、期間3年の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 継続された預金についても前項と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を申し出てください。

4. (預金の支払方法)

- (1) この預金の元利金全部の支払は、持家として一定の要件を満たした住宅取得および増改築費用に充てるときに支払います。
- (2) 前項による払出しをする場合には、住宅の取得の日から1年以内に、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、契約の証とともに住宅の登記簿謄本等の所定の書類（又はその写し）を当店へ提出してください。（持家としての要件や提出書類等、詳細については窓口にてお尋ねください。）
- (3) この預金の一部を、持家としての住宅を取得するための頭金に充てるときは、残高の90%を限度として1回に限り支払います。
- (4) 前項による払出しをする場合は、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、この預金の契約の証とともに住宅建設工事請負契約書等の所定の書類の写しを当店へ提出してください。

また、一部払出し後2年以内かつ住宅取得日から1年以内に、前記(2)と同様の書類（又はその写し）を当店へ提出して下さい。

- (5) 前記(3)による払出しをした場合、費用の額が当該払出しの額を超えているときは、その額を限度とし、一部払出し後2年以内、かつ、住宅取得日から1年以内に残額を払出すことができます。

払出しについては、前記(2)と同様の書類を提出して下さい。

（なお、当初払出しの後に既に提出されている場合は、不要です。）

5. (利息)

(1) この預金の利息は、次のとおり計算します。

① 預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数について、預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

A. 1年以上2年未満 当行の店頭に掲示する利率の「2年未満」の利率

B. 2年以上 当行の店頭に掲示する利率の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」という。）

② 上記①の利率は、当行所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日（すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を、第6条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算します。

A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%

C. 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%

D. 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%

E. 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%

F. 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

6.（預金の解約）

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) 前項により、当行がやむを得ないと認め、第4条の支払方法によらず払出す場合には、この預金のすべてを解約することとし、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この預金の契約の証と共に当行に提出してください。

7.（利子税の申し受け）

非課税扱の財形住宅預金の利息について、次の各号に該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるるとともに、すでに非課税で支払済の利息についても5年間（預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで）にわたり遡って20.315%（国税15.315%、地方税5%）により計算した税額を追徴します。

① 規定第4条によらない払出しがあった場合。

② 規定第4条による一部払出後2年以内で住宅取得日から1年以内に所定の書類が提出されなかった場合。

③ 規定第4条による一部払出後2年以内で住宅取得日から1年を経過して残額の払出しがあった場合。

ただし、預金者の死亡、重度障害による払出しの場合は除きます。

8.（差引計算等）

(1) 規定第7条2号の事由が生じた場合には、当行は事前の通知および所定の手続を省略し、次により税額を追徴できるものとします。

① 規定第7条2号の事由が生じた日に、この預金を解約のうえ、その元利金から税額を追徴し

ます。

② この預金の解約元利金が追徴税額に満たないときは、ただちに当局に支払ってください。

(2) 前項により解約する定期預金の利率はその約定利率とします。

9. (転職時等の取扱)

転職、転勤、出向により財形住宅貯蓄契約に基づく、この預金の預入ができなくなった場合には、当該事実の生じた日から2年以内に所定の手続きにより、新たな取扱金融機関において引続き預入することができます。

10. (非課税扱いの適用除外)

非課税扱の財形住宅預金の利息について、次の各号に該当したときは、その事実の生じた日以後支払われる利息については、非課税の適用は受けられません。

① 規定第1条第2項ならびに3項による以外の預入があった場合。

② 定期預入が2年以上されなかった場合。

③ 非課税貯蓄申込書の預入限度を越えて預入があった場合。

11. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、契約の証は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以上

2020年4月1日改定